

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新					旧					
別表					別表					
株式等振替制度に係る手数料表					株式等振替制度に係る手数料表					
1. 機構加入者に対する手数料					1. 機構加入者に対する手数料					
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		
振替手数料	振替株式	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a～c（略）	① 当月の振替件数（ただし、次の②、③及び④に該当するものを除く。）	1件につき <u>160円</u>	振替手数料	振替株式	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a～c（略）	① 当月の振替件数（ただし、次の②、③及び④に該当するものを除く。）	1件につき <u>180円</u>	
			②～④（略）	（略）					②～④（略）	（略）
		(2) 区分口座間振替等（次のaからcの振替をいう。）の場合 a～c（略）	1件につき <u>16円</u>				(2) 区分口座間振替等（次のaからcの振替をいう。）の場合 a～c（略）	1件につき <u>18円</u>		
		(3) 日本証券ク	① 当月の	1件につき			(3) 日本証券ク	① 当月の	1件につき	

新					旧				
		リアリング の決済に係 る振替 (略)	振替件数 (ただし、 次の②及 び③に該 当するも のを除 く。)	<u>80</u> 円 (略)			リアリング の決済に係 る振替 (略)	振替件数 (ただし、 次の②及 び③に該 当するも のを除 く。)	<u>90</u> 円 (略)
振替新株 予約権付 社債 振替新株 予約権	(1) 一般振替(次 の(2)及び (3)の振替以 外の振替を いう。)の場 合 a～c (略)	1件につき <u>160</u> 円			振替新株 予約権付 社債 振替新株 予約権	(1) 一般振替(次 の(2)及び (3)の振替以 外の振替を いう。)の場 合 a～c (略)	1件につき <u>200</u> 円		
	(2) 区分口座間 振替等(次の aからcの 振替をい う。)の場 合 a～c (略)	1件につき <u>16</u> 円				(2) 区分口座間 振替等(次の aからcの 振替をい う。)の場 合 a～c (略)	1件につき <u>20</u> 円		
	(3) 日本証券ク リアリング の決済に係 る振替	1件につき <u>80</u> 円				(3) 日本証券ク リアリング の決済に係 る振替	1件につき <u>100</u> 円		

新				旧			
		(略)				(略)	
	振替投資 口座 振替優先 出資 振替投資 信託受益 権	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合 a～c (略)	1件につき <u>160</u> 円		振替投資 口座 振替優先 出資 振替投資 信託受益 権	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合 a～c (略)	1件につき <u>180</u> 円
		(2) 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a～c (略)	1件につき <u>16</u> 円			(2) 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a～c (略)	1件につき <u>18</u> 円
		(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	1件につき <u>80</u> 円			(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	1件につき <u>90</u> 円
(略)				(略)			
口座照会手数料	共通	振替先口座等の照会を行う機構加入者	照会 1件につき <u>10</u> 円	口座照会手数料	共通	振替先口座等の照会を行う機構加入者	照会 1件につき <u>100</u> 円

新				旧			
		振替先口座等の照会結果または被照会状況に係るデータのダウンロードを行う機構加入者	ダウンロード1件につき <u>10</u> 円			振替先口座等の照会結果または被照会状況に係るデータのダウンロードを行う機構加入者	ダウンロード1件につき <u>100</u> 円
(略)				(略)			
(注) 1. ～14. (略)				(注) 1. ～14. (略)			
2. ・ 3. (略)				2. ・ 3. (略)			

2. 附 則

この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、口座照会手数料に係る改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日以降に行われた振替先口座等の照会について適用する。

以 上